

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和元年 6 月 25 日（諮問第 65 号）

答申日：令和元年 11 月 18 日（答申第 65 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった保有個人情報の開示請求につき、一部不開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

平成 31 年 3 月 8 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する開示請求権に基づき行った、「審査請求人の子ら（以下「本件児童ら」という。）について、子ども総合センターが対応した記録」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、平成 31 年 3 月 22 日付け北九子総第 4987 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件児童らの受けた虐待について知るため請求したものであるが、原処分では目的を達成できない。

### 第 3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

平成 31 年 3 月 7 日、審査請求人は、北九州市子ども家庭局子ども総合センター（以下「子ども総合センター」という。）へ来所し、「長年にわたって単身赴任を続けており、本件児童ら及び本件児童らの母（審査請求人の妻。以下「母」という。）とは別居中であるが、近隣住民が子ども総合センターへ本件児童らに係る虐待通告をしたことがあると聞いたため、そのような事実があるのか否かを確認するため、子ども総合センターと本件児童らの関わりを知りたい」と申し出た。

しかしながら、子ども総合センターの職員は、審査請求人と母との利益が相反するおそれがあると考えたため、審査請求人に対して、母同席での来所又は母の了承が必要である旨を伝えたところ、審査請求人からはそのような対応は難しい旨の回答を受けた。父と母が子の親権を争っている家庭等において、お互いの養育能力の

問題点等を子ども総合センターに相談するようなケースは頻繁にあるが、子の情報の開示について、子の人権やプライバシー保護の観点から、父母の利益が相反するおそれがある場合は、本件に限らず相手方の了承を求めている。

その後、同月 8 日付けで、審査請求人より条例第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく本件保有個人情報の開示請求があったが、本件保有個人情報には条例第 18 条第 2 号、第 7 号及び第 8 号に該当する情報が含まれていたため、同月 22 日付けで一部不開示決定を行ったところ、これを不服として同日付けで本件審査請求が提起された。

なお、本件開示請求は、審査請求人が、本件児童らの法定代理人として条例第 16 条第 2 項に基づき、また、自己を本人として同条第 1 項に基づき、1 通の開示請求書によって行ったものであり、原処分及び本件審査請求についても、それぞれ 1 通の通知書及び 1 通の審査請求書により行われたものである。

## 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、条例第 16 条第 2 項により、本件児童らの法定代理人として本件児童らの保有個人情報の開示請求権を有するが、開示することが本件児童らの利益にならないこともあり得るため、本件保有個人情報の開示に当たっては、本件児童らの最善の利益を損なうことのないよう留意する必要がある。

本件においては、本件児童らの法定代理人として父と母の 2 人がいる中で、父による本件開示請求が行われており、本件保有個人情報を開示することが母の利益に反すると認められる情報を含むことが想定される。実際に本件児童らと同居しているのは母であるので、これらを踏まえた上で、本件保有個人情報の開示に当たってはより慎重な対応を行ったところである。

- (2) 本件保有個人情報のうち、審査請求人以外の個人との面談内容、母の職業及び勤務先並びに被虐待児童及びその保護者を示す表示として記された情報については、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものが含まれるため、条例第 18 条第 2 号において規定される不開示情報に該当する。
- (3) 本件保有個人情報のうち、虐待通告の内容、虐待者、家族構成及び通告者との電話内容については、審査請求人が本件児童らと別居しており、母が本件児童らと同居している状態にあるため、開示すると本件児童らの保護者である母の感情や利益に反するおそれがあり、子ども総合センターと当該支援対象者である母との関係の悪化が懸念され、児童への支援援助という事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 18 条第 7 号において規定される不開示情報に該

当する。

また、これらの情報を開示することで通告者の特定につながる可能性もあり、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 7 条の守秘義務に抵触するため、条例第 18 条第 8 号において規定される不開示情報に該当する。

- (4) 本件保有個人情報のうち、子ども総合センターが電話した他の部署や連携先の名称及び連携先等との電話内容については、これらの情報を審査請求人に開示すると、本件児童らの保護者である母の感情や利益に反するおそれがあり、関係機関と当該支援対象者である母との関係が悪化することが懸念される。そうすると、今後の支援において当該関係機関が子ども総合センターへの情報提供等を躊躇することとなり、児童への支援援助という事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 18 条第 7 号において規定される不開示情報に該当する。
- (5) 本件保有個人情報のうち、調査内容、受理会議の結果及び今後の方針については、これらを審査請求人に開示すると、本件児童らの保護者である母の感情や利益に反するおそれがあり、子ども総合センターと当該支援対象者である母との関係の悪化が懸念され、児童への支援援助という事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 18 条第 7 号において規定される不開示情報に該当する。
- (6) 本件保有個人情報のうち、通告者及び虐待通告の内容については、これらの情報を審査請求人に開示すると、児童虐待防止法第 7 条の守秘義務に抵触するため、条例第 18 条第 8 号において規定される不開示情報に該当する。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年 6 月 27 日 諮問の受付
- ② 令和元年 8 月 19 日 審議
- ③ 令和元年 9 月 30 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和元年 11 月 12 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 原処分に関連規定等について

(1) 児童相談所について

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 2 条第 3 項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定し、同法第 12 条及び第 59 条の 4 において、政令指定都市の児童相談所設置義務及び児童相談所の主たる業務を定めている。

北九州市においては、北九州市児童相談所設置条例（昭和 38 年北九州市条例第 66 号）に基づき児童相談所が設置され、北九州市事業所事務分掌規則（昭和 43 年北九州市規則第 77 号）第 10 条により、「児童相談所は、子ども総合センターをもって構成」と規定されている。

イ 児童虐待防止法第 8 条第 2 項は、児童相談所が児童虐待防止法第 6 条第 1 項に規定する児童虐待に係る通告等を受けたときは、「児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずる」とともに、必要に応じ児童福祉法第 33 条第 1 項の一時保護等を行うものと定めている。

そして、児童相談所の職員らは、児童虐待防止法第 7 条により、「その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」とされている。

この規定は、児童虐待を通告しようとする者が、虐待を行っている保護者等に対して通告をしたことが漏れることにより通告を躊躇するおそれがあることから、児童虐待に係る通告を促進するために設けられたものである。また、ここでいう「職務上知り得た事項」とは、通告に伴って職員が職務上知りうる情報であり、「当該通告をした者を特定させるもの」とは、通告をした者の氏名や住所のみならず、通告のあった時間や当該虐待を目撃した時間・場所など、児童虐待をしている保護者等がその情報を知った場合に通告をした者を特定しうる情報を含むものとされている。（「児童虐待の通告者及び通告内容等の情報管理について」（平成 22 年 11 月 19 日付け雇児総発 1119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知））

(2) 条例について

ア 条例第 18 条柱書について

条例第 18 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定し、同条第 1 号から第 8 号まで列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

イ 条例第 18 条第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）について

条例第 18 条第 2 号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

ウ 条例第 18 条第 7 号（事務・事業情報）について

条例第 18 条第 7 号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。本規定は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を、同号アからオにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については包括的に規定して不開示とするものである。

エ 条例第 18 条第 8 号（法令秘情報）について

条例第 18 条第 8 号は、「法令の定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、開示することができない情報」を不開示情報と規定している。

2 原処分不開示部分の条例第 18 条該当性について

(1) 本件保有個人情報と不開示部分について

本件保有個人情報は、本件児童らに係る児童記録票であり、児童記録票は、子ども総合センターが通告を受けてからの連携先、母及び審査請求人等とのやり取りや受理会議の結果及び今後の方針などが記載された取扱経過と、通告に際してその状況等が記載された虐待通告受付票から構成されている。

そのうち、原処分で処分庁が一部不開示とした部分は、審査請求人以外の個人との面談内容、母の職業及び勤務先、被虐待児童及びその保護者を示す表示として記された情報、虐待通告の内容、虐待者、家族構成、通告者との電話内容、子ども総合センターが電話した他の部署や連携先の名称、連携先等との電話内容、調査内容、受理会議の結果、今後の方針及び通告者である。

以下、これらの不開示部分に係る条例第 18 条該当性について、判断する。

(2) 条例第 18 条第 2 号該当性について

条例第 18 条第 2 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、本件保有個人情報のうち、審査請求人以外の個人との面談内容、母の職業及び勤務先並びに被虐待児童及びその保護者を示す表示として記された情報である。

そこで、当審査会が見分したところ、処分庁が不開示とした情報には本件児童ら及び審査請求人以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものが含まれており、条例第 18 条第 2 号に該当すると認められる。

よって、これらの情報は、本件児童らの法定代理人としての条例第 16 条第 2 項に基づく開示請求及び自己を本人としての同条第 1 項に基づく開示請求のいずれの場合であっても、条例第 18 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

(3) 条例第 18 条第 7 号該当性について

ア 条例第 18 条第 7 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、本件保有個人情報のうち、虐待通告の内容、虐待者、家族構成、通告者との電話内容、子ども総合センターが電話した他の部署や連携先の名称及び連携先等との電話内容である。

イ これらの保有個人情報のうち、虐待通告の内容、虐待者、家族構成、通告者との電話内容及び連携先等との電話内容については、児童の人権及びその家庭のプライバシーに関する情報であるといえる。子ども総合センターの業務は、児童の人権及びその家庭のプライバシーと密接不可分であって、これらの人権及びプライバシーに対する最大限の配慮が不可欠である。そのためには、子ども総合センターが相談内容等を秘匿するという前提によって子ども総合センターに対する信頼を維持し、もって当該事務の適正な遂行を確保していると考えられる。

したがって、これらの情報を開示すると本件児童らの保護者である母の感情や利益に反するおそれがあり、母の子ども総合センターに対する信頼が失われることによって、児童への支援援助という事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 前記アの保有個人情報のうち、子ども総合センターが電話した他の部署や連携先の名称及び連携先等との電話内容については、これらの情報を開示することで、子ども総合センターがどのような機関と連携し、連携先等からどのような情報を取得し、連携先等とどのような協議を行っているかなどが明らかとなる。このような情報は、子ども総合センターが被虐待児童に対する支援援助方針を決定するに当たって必要不可欠なものであり、連携先等もその支援援助方針の策定等のために子ども総合センターにおいて内部的に利用することを想定し、当該児童やその保護者らに開示されることは想定していないものと考えられる。

したがって、このような情報を開示することによって、連携先等が子ども総

合センターへの情報提供等を躊躇し、今後、本件児童に対する適切な支援援助の実施のために必要な連携を図ることが困難となるおそれがあるとともに、同種の他の事案においても同様のおそれがあると認められる。

エ 前記アの保有個人情報のうち、調査内容、受理会議の結果及び今後の方針については、これらの情報を開示すると、子ども総合センターがどのような調査や会議を行い、その結果どのような支援援助方針を決定したのかという子ども総合センターの判断の内容が明らかとなる。

そうすると、子ども総合センターは、今後の支援援助方針を検討するに際し、児童福祉の専門的知見に基づく率直な意見表明に抑制を感じたり、児童記録票への記載に際して最小限のことしか記載されなくなったりするなどの事態が想定され、適切な事案解決に支障を及ぼすおそれがあると認められるとともに、他の同種の事案においても同様のおそれがあると認められる。

オ 前記アからエまでについては、本件児童らの法定代理人としての条例第 16 条第 2 項に基づく開示請求及び自己を本人としての同条第 1 項に基づく開示請求のいずれの場合であっても、当てはまる。

よって、条例第 18 条第 7 号に該当し、不開示が妥当である。

#### (4) 条例第 18 条第 8 号該当性について

条例第 18 条第 8 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、本件保有個人情報のうち、虐待通告の内容、虐待者、家族構成、通告者との電話内容及び通告者である。

前記 1(1)イのとおり、児童虐待防止法第 7 条における「当該通告をした者を特定させるもの」とは、通告をした者の氏名や住所のみならず、通告のあった時間や当該虐待を目撃した時間・場所など、児童虐待をしている保護者等がその情報を知った場合に通告をした者を特定しうる情報を含むものと解されているところ、当該保有個人情報には、通告者自身の情報のみならず、当該虐待を目撃した場所・時間などの個別具体的な情報が含まれており、これらの情報を開示することで通告をした者を特定できる可能性があるため、児童虐待防止法第 7 条に抵触する。

このことは、本件児童らの法定代理人としての条例第 16 条第 2 項に基づく開示請求及び自己を本人としての同条第 1 項に基づく開示請求のいずれの場合であっても、当てはまる。

よって、条例第 18 条第 8 号に該当し、不開示が妥当である。

#### 4 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	日 高 京 子
委員	松 木 摩耶子